

## 2021 年度第 1 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：2021 年 6 月 4 日（金）9 時 55 分～11 時 50 分

方法：テレビ会議システム使用

出席：（委員）日本大学法学部 藤村和夫特任教授（委員長）  
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授（委員長代理）  
神奈川大学法学部 細田孝一学部長  
宇都宮大学地域デザイン科学部 藤原浩巳学部長  
（NAA）施設保全部、整備部、機能強化整備部、調達部、法務コンプライアンス部  
※ 事務局：法務コンプライアンス部コンプライアンスグループ

議事：

### 1. 開会の挨拶

### 2. 契約状況等

調達部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	2020 年度は、新型コロナウイルスの影響により NAA において発注量が減少し、落札率は低下、無効・不調案件も減っている。これは NAA だけではなく社会一般でそのような状況であると認識してよいか。 また、それは発注者にとって有利な状況と考えてよいか。	NAA としても社会一般でそのような状況であると分析しており、発注者側に有利な状況であると認識している。
2	随意契約の理由として「既存システムを設置した業者」との記載があるが、システムの設置工事を受注した者は、その後ほぼ自動的に当該システムに係る工事等の随意契約の相手方になると考えてよいか。そうであれば既存システムを設置した際の契約の落札率を確認することを考えてよいのではないかと以前に問題提起したが行っているか。	資料に記載されているケースはシステムの部分更新や機能の追加の場合であり、そういった場合は当初設置したメーカーへの発注にならざるを得ない。 システムの更新工事を発注する際には、当初設置時の契約金額や減価償却の進捗度合いといった観点も含めて社内の稟議が行われている。

3	システムを設置するとその後はほぼ自動的に随意契約の相手方になれると受注者が考えれば、競争契約の段階では思い切った金額で落札するが、その後は競争原理が働かない。そういったことが既成事実として了解されているのであれば、それはやむを得ないと考えてよいか。	セキュリティ系のシステムでは、情報の秘匿性が高いため難しいが、システムを最初からオープン化できるものでは部分更新でも他メーカーが行える。また、システムを構築している設備の更新のタイミングを合わせ、全体更新・一括更新をすることもあり、その場合は競争契約になる。様々なパターンがあるため、契約方式を含め、効率的、合理的な方法を選択している。
4	取引停止の措置について、NAA の契約に関する不正・不祥事であれば容易に見え、その措置もとれるが、他社との契約において不正・不祥事が発生した場合、NAA ではどのように情報を収集しているのか。	NAA のような国が管轄する特殊法人は、取引停止に関する情報を国から受ける体制になっている。NAA では、国土交通省関東地方整備局からメールにて情報共有が行われる体制になっており、国で取引停止措置が取られたものについて、漏れることはないと考えている。

### 3. 総合評価方式について

調達部及び施設保全部より、以下 2 件の工事概要及び契約方式について説明

- 千葉港頭新館外階段更新工事
- 2PTB国内線受変電設備更新工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	「千葉港頭新館外階段更新工事」では、簡易型総合評価方式の地域共生型を採用している。この方式では空港周辺 11 市町に所在する企業の応募や活用度に応じて評価点を配点することは理解できるが、千葉市に所在する企業が対象となるのは、工事現場が千葉市内だからか。	そのとおりだ。NAA が策定した「簡易型総合評価方式におけるガイドライン」では、「工事の区域が、空港周辺 11 市町の範囲外(千葉県及び茨城県に限る)に及ぶ場合には、当該範囲外の市町村に本社を有する企業を含めるものとする。」としている。
2	地方公共団体では、地元には本社や支店がある者のみ参加できるという直接的な地元優先的な契約があるが、簡易型総合評価方式の地域共生型のように得点を有利にして競争性をある程度確保するという方法の方が良いと思う。その場合、入札価額が高い場合は地元企業でも落札できない可能性もあるということがこの方式の趣旨だと思うが、その観点から地元企業に対する 5 点の配点をどのように評価しているか。	この方式は、契約制限価格が 5000 万円未満の工事に適用できることになっており、5 点はその 5%にあたるため、最大で 250 万円のハンディキャップとなる。このハンディキャップが小さすぎると地元企業が落札できなくなり、大きすぎると価格とのバランスで公平性が保てない。現時点では 5 点を基本に運用しているが、この状況について経過を見ていく必要があると考えている。

#### 4. 低見積価格調査について

調達部、施設保全部及び整備部より、以下 3 件の概要及び契約方式について説明

- 千葉港頭新館外階段更新工事
- 2PTB国内線受変電設備更新工事
- 第8貨物ビル新築基本・実施設計

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	「2PTB国内線受変電設備更新工事」のような設備の更新工事を行った場合、その後のメンテナンスはその設備のメーカーとの随意契約にならざるを得ないため、このような低価格で入札してくるということは考えられるか。 もしそうであれば、この点のところがもっと透明になればよいと思う。	本件はメーカーではない者が受注したため、その者とメンテナンス契約締結することはないが、その者が見積りを依頼したメーカーがメンテナンスを受注することを見越して安い金額を提示したということは考えられる。 そのメーカーでないと修理ができないとか製品保証の観点からそのメーカー以外の業者が手を入れると保証が受けられなくなるといったことがある。
2	「第 8 貨物ビル新築基本・実施設計」を落札したのは、これまで成田空港での貨物ビルの設計実績を多く持つ者とのことだが、他の者が落札しようとする場合、NAA が所有する過去の図面を参照することは可能か。参照することが可能であれば、他の者がもっと安く入札できるということはないか。	応募の段階で要望があれば過去の図面を提供することとしている。ただし、貨物ビルも常に同じような施設を造っているわけではなく、施設によって規模等が変わってきている。落札者は、過去の経験によって成田空港の貨物のニーズを理解していることで優位性があるのではないかと考えている。過去の図面を提供することで優位になるかというところはならないと考えている。
3	また落札者にはこれまでの成田空港での経験から蓄積したノウハウがあり、それを活用することによって安く入札できるということであれば、NAA としてはそれでよいと考えているということか。	NAA としては多くの会社にも機会を与えるようにしており、その中で各者のノウハウをどのように活かすかということについては、応募する者の判断だ。

#### 5. 無効及び不調案件について

調達部及び機能強化整備部より、以下 1 件の工事概要及び契約方式について説明

- 旧工務部分室 1 号建替工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	「旧工務部分室 1 号建替工事」について、不調となった原因として施工に困難を伴うとか建築確認申請に時間がかかるといった事情があったのか。	本件では、工期内に建築確認を受けられないことを懸念して辞退した者もいた。建築確認は、2005年に発生した耐震偽装問題以降、審査に比較的時間がかかるようになり、長いものでは申請してから確認が受けられるまで半年くらいかかるものもある。

## 6. その他

調達部より、以下の 2 件について報告

### ■ 新たな契約方式(見積活用方式)の試行実績について

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	新たな制度を作った時には、発注者側だけにメリットがあるものではないという保証が必要だ。この方式を適用する場合は、発注者の実施する積算では設定する契約制限価格が低くなりすぎて不調になってしまうことから、そのような場合にだけ適用されるということによいか。	その通りだ。本件の前に同様の案件が不調に終わったということもあったので、この方式を採用した。
2	この方式は業者の見積りを活用することによって契約制限価格を引き上げて入札の参加者を増やす方式であるが、この方式を採用しても公共工事積算基準により積算した金額を下回る額で入札する者がいることも考えられる。この方式を採用するという判断はいつ行うのか。事前に行うのであればその選別は難しくないか。	この方式を採用する案件は契約制限価格を事前に公表する案件でもあるため、案件の発注について社内で意思決定する際に判断する。 NAA では、これまでの経験から知見を持っており、公共工事積算基準になじまないと考えられる場合や技術的に特殊だと考えられる場合に採用する。結果として業者の下見積りが NAA の積算を下回る場合には、下見積りを採用する必要がないと判断する場合もありえる。
3	この方式は無用な不調案件を回避することには有効に機能することになると思うが、NAA の積算よりも業者から出てくる下見積りが高い場合にその平均値を採用するというのであるから、下見積りを出す業者が事前に集まって高い下見積りを出すということもできるので、そのことを心配しなくてもよいだろうか。それを防止する策は講じられているかを見ておく必要があるのではないかと思う。	

■ 総合評価方式の工事以外への適用について

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	金額も含めて様々な要素を評価点に換算し、どの者が一番良いかということを決めるのが総合評価方式であるので、どの要素にどの程度重み付けをするのかがこの方式での評価結果を決めている。NAA ではこれまで工事についての経験は積み上げてきたが、それ以外の要素を含めていくことになると最初の点数化、重み付けは難しいがどのように設定するつもりか。	本件は新たな試みであるため社内に知見がないことから、他社や国の先行事例を確認し、研究したうえでトライアルとしてスタートすることを考えている。徐々に契約種別の範囲を広げていくことになると考えている。
2	総合評価方式を工事以外に適用するのはよい方向に向かっていると思う。サステナビリティに配慮することは社会的に注目されていることでもあり耳障りもよいが、各社が配慮しているサステナビリティの内容がどのようなものであるかを見抜く目も必要になってくる。配置する要素とその配分についてはトライアンドエラーになるかもしれないが、できるだけエラーが無いように進めていただきたい。	

7. 全体を通しての意見

	委員からの意見
1	今回の案件は特に疑義のあるものはないと思う。各案件とも適正であったと判断する

8. 次回開催日程について

次回の委員会は、2021年11月19日(金) 10時開催予定

9. 閉会の挨拶

以上